

自動車運送事業者に対する行政処分等の基準を改正します

～7月から過労防止関連の処分を厳しくします～

国土交通省 平成30年3月30日

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000338.html

国土交通省では、自動車運送事業者(トラック、バス、タクシー)への行政処分基準に係る通達改正を行います(施行:平成30年7月1日)

(主な内容)

- ・ 過労防止関連違反等に係る車両停止等の処分量定の引き上げ
- ・ 営業所での監査結果に基づき行われる車両の使用停止(行政処分)は、営業所で保有する車両数全体の最大5割に引き上げ

1. 行政処分の強化(施行:平成30年7月1日予定)

自動車運送事業の運転者は、全職業平均と比較して労働時間が約1～2割長く、いわゆる過労死の認定件数も職種別で最も多い実態にあり、長時間労働の是正や過労の防止は重要な課題であるため、昨年8月28日に「自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議」において取りまとめられた「直ちに取組む施策」において行政処分の強化を行う方針を明示



過労防止関連違反等に係る行政処分の処分量定の引上げ等、行政処分等の基準を改正

▷ 乗務時間等告示遵守違反(安全規則第3条)(運輸規則第21条)

・未遵守 5 件以下	警告	} 現行部分
・未遵守 6 件以上 15 件以下	10 日車	
・未遵守 16 件以上	20 日車	
・未遵守 31 件以上 3 名以上等	30 日事業停止	

上記以外に、1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反が確認された場合(※)は、

①上記(現行)の件数を計上し処分日車数を算出するとともに、

②さらに別立てで、下記の処分日車数を算出し、上記の処分日車数に合算する

※ 月の拘束時間 :293 時間以内(労使協定 320 時間)

休日労働 :2 週間に 1 回まで

・未遵守 1 件	10 日車	} 改正(追加)部分
・未遵守 2 件以上	20 日車	

▷ 疾病、疲労等のおそれのある乗務

・健康診断未受診者 1 名	警告
・健康診断未受診者 2 名	20 日車
・健康診断未受診者 3 名以上	40 日車

改正前

・把握不適切 50%未満	警告
・把握不適切 50%以上	10 日車



▷ 社会保険等未加入(健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険)

・未加入 1 名	警告
・未加入 2 名	20 日車
・未加入 3 名以上	40 日車



改正前

・一部未加入	10 日車
・全部未加入	20 日車

その他

- ・ 記録の改ざん・不実記載のような労働時間を管理する点で問題がある事項及び虚偽届出について処分強化
- ・ 帳票類の「全て保存なし」については、「全て記録なし」と同じ処分量定に統一、等

2.トラック事業者の法令遵守の徹底を図るための措置(開始:平成 30 年 10 月 1 日予定)

- ① 適正化事業実施機関が実施する巡回指導において、法令未遵守事項が多くみられ、改善指導を受けたにも関わらず改善が図られない
- ② 「定期点検の実施」、「健康診断の受診」及び「社会保険等の加入」に関する法令未遵守状況を継続的に指摘

上記事業者等に対して、重点的な監査を実施

使用停止車両割合を全車両の最大5割に引き上げ

例)処分 150 日車するとき、営業所当たり配置車両数

5 両の場合	車両停止 2 両(×75 日)
10 両の場合	車両停止 5 両(×30 日)
100 両の場合	車両停止 15 両(×10 日)

(別紙)参考資料

<http://www.mlit.go.jp/common/001229692.pdf>